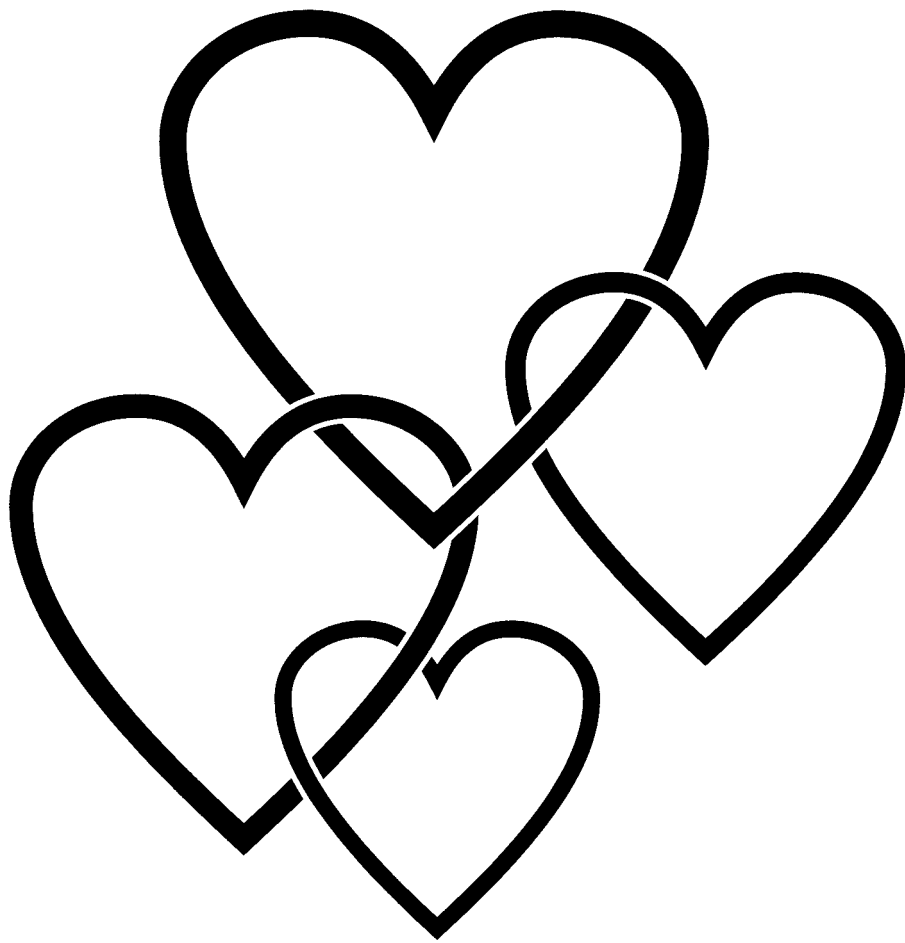


しんしんしょうがいしゃ
心身障害者
ふく
福祉しおり

れいわ ねんどぼん
(令和5年度版)



～ ご覧頂くにあたって ～

このしおりは主に令和5年4月1日時点の情報を掲載しています。各
制度についての記載内容は概要的なものですので、詳しい内容につきま
してはそれぞれの窓口へお問い合わせください。

なお、今後制度の内容などについて変更がある場合は、「市民と市政」
などに掲載しますのでご覧ください。

1 相談窓口
相談機関・相談員など

2 手帳の交付

3 保健・医療

4 年金・手当など

5 障害福祉サービス
在宅・施設サービス

6 障害福祉サービス
以外の在宅サービス

7 学ぶ

8 働く

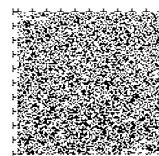
9 障害福祉サービス
以外の施設サービス

10 料金の減免など

11 その他

12 社協・団体

各区役所などへの
問合せ



この福祉のしおりには「Uni-Voice（ユニボイス）」（各ページの下角についている黒い四角のコードのことを言い、目印としてコードの横に切り込みが入っています。）がついています。

「Uni-Voice（ユニボイス）」のアプリ、「活字文書読上げ装置（スピーチオ、テルミーなど）」をお使い頂くことで、この冊子の掲載内容を音声で聞いていただくことができます。目印の切り込みはひとつですが、各ページ原則両面に Uni-Voice（ユニボイス）がついています。

なお、書式などの理由から「障害程度別該当事業一覧（主なもの）」および綴じ込みの「身体障害者障害程度等級表」、「その他各区の窓口の問い合わせ先一覧」、「各区役所などの場所と行き方」のページに掲載の案内図については、冊子作成上、切り込みがあるページがありますが、Uni-Voice（ユニボイス）がついておりませんので、予めご了承ください。

また、Uni-Voice（ユニボイス）化できる文字の数量には上限があり、掲載文字量の多いページについては Uni-Voice（ユニボイス）上の読み上げを前後のページに割り振っています。このため、Uni-Voice（ユニボイス）で読み上げる参照ページ数が実際の紙面掲載上のページと異なる場合があります。

*活字文書読上げ装置…視覚障害者および高齢者向けに開発された音声コード読み取り装置であり、読み上げの速度や音量を調整することができます。日常生活用具として視覚障害2級以上の方に給付（→57 ページ参照）しています。

〔 掲 載 内 容 一 覧 〕

- ・ページ数は各ページの上下2ヶ所についています。
- ・☆の事業については、介護保険のサービス受給対象者は介護保険での利用が優先です。
- ・市外局番は記載がない限り（082）です。

〈障害程度別該当事業一覧（主なもの）〉…… 1～5

1 相談窓口

相談機関

- (1) 福祉事務所（区福祉課）…………… 6
- (2) 保健センター…………… 6
- (3) 児童相談所…………… 7
- (4) 身体障害者更生相談所…………… 7
- (5) 知的障害者更生相談所…………… 7
- (6) 療育相談所・療育相談室（診療所）…………… 7

相談員など

- (1) 身体障害者相談員…………… 8
- (2) 知的障害者相談員…………… 10
- (3) 民生委員・児童委員…………… 10
- (4) ろうあ者専門相談員…………… 10
- (5) 手話相談員…………… 11
- (6) 手話専用テレビ電話での相談受付…………… 11
- (7) 身体障害者結婚相談員…………… 11
- (8) 障害者相談支援事業…………… 12
- (9) 障害児等療育支援事業…………… 14
- (10) 障害者のための権利相談ダイヤル（障害者110番）…………… 14
- (11) 障害者虐待通報ダイヤル…………… 15
- (12) 福祉サービス利用援助事業「かけはし」…………… 15
- (13) 成年後見事業「こうけん」…………… 15
- (14) 成年後見制度利用支援事業…………… 16

2 手帳の交付

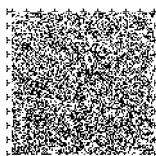
- (1) 身体障害者手帳…………… 17
- (2) 療育手帳…………… 17

3 保健・医療

- (1) 自立支援医療（更生医療）…………… 18
- (2) 自立支援医療（育成医療）…………… 18
- (3) 小児慢性特定疾病医療費助成…………… 19
- (4) 療養介護…………… 19
- (5) 重度心身障害者医療費補助…………… 20
- (6) 重度心身障害者介護保険利用負担助成…………… 20
- (7) 高額障害福祉サービス等給付費…………… 21
- (8) 高額障害福祉サービス等給付費（介護保険サービスの利用者負担の軽減）…………… 21
- (9) ひとり親家庭等医療費補助（心身障害者関係分）…………… 22
- (10) 後期高齢者医療制度…………… 22
- (11) 特定医療費（指定難病）助成制度…………… 22
- (12) 身体障害者健康診査…………… 23
- (13) 心身障害児（者）歯科治療…………… 23
- (14) 在宅重度心身障害者（児）訪問診査…………… 23
- (15) 産科医療補償制度…………… 24

4 年金・手当など

- (1) 障害基礎年金…………… 25
- (2) 特別障害給付金…………… 26
- (3) 特別児童扶養手当…………… 26



(4) 特別障害者手当	27
(5) 障害児福祉手当	27
(6) 重度心身障害者介護手当	27
(7) 児童扶養手当(心身障害者関係分)	29
(8) 被爆身体障害者福祉手当	30
(9) 心身障害者扶養共済制度	30
(10) 重度心身障害者福祉給付金	31
(11) 障害者住宅改造費補助	32
(12) 生活福祉資金貸付(心身障害者関係分)	33
(13) 生活一時資金貸付(心身障害者関係分)	35

5 しょうがいふくし 障害福祉サービス

がいよう <概要>

(1) 障害福祉サービスとは	36
(2) 基本的な仕組み	36
(3) 対象となるサービス	37
(4) サービスを受けるための手続	38
(5) 支給決定までの流れ	39
(6) 費用	40

ざいたく <在宅サービス>

(1) ☆居宅介護、重度訪問介護など	41
(2) ☆短期入所	41
(3) グループホーム	42

しせつ <施設サービス>

(1) 障害者支援施設	48
(2) 日中活動サービス事業所	50

6 しょうがいふくし いが い ざいたく 障害福祉サービス以外の在宅サービス

せいかつ <生活>

(1) 民間の福祉・家事援助サービス	51
(2) 日中一時支援事業	51
(3) ☆(一部)補装具費の支給	52
(4) ☆(一部)日常生活用具の給付	52
(5) 難聴児補聴器購入費助成	59
(6) 点字図書の給付	59
(7) 身体障害者パソコン等給付	59
(8) ファックスの設置	60
※広島市関係機関のファックスの設置場所とファックス番号	
(9) あんしん電話の設置	61
(10) ファックスによる災害避難情報の提供	61
(11) 聴覚障害者等緊急通報用ファックス	62
(12) 広島市eメール119番	63
(13) Net119緊急通報システム	64
(14) 広島県警察ファックス110番・メール110番・110番アプリシステム	65
(15) ☆重度身体障害者入浴サービス	66
(16) 視覚障害者宛て文書にかかる点字・音声コードサービス	66

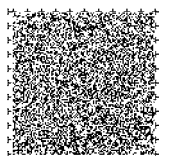
(17) 視覚障害者用ワードプロセッサ(点字ワープロ)の共同利用	66
(18) 視覚障害者(児)ICT利活用支援ボランティアの派遣	66
(19) 図書館の障害者向けサービス	67
(20) 点字広報紙・声の広報の発行	68
(21) 手話通訳・要約字幕付テレビ広報番組	69
(22) 手話通訳・字幕付インターネット配信動画	69
(23) 選挙	69
(24) 大型ごみ排出支援(あんしんサポート)事業	70
(25) 重度障害者入院時コミュニケーション支援	71
(26) 市営住宅の入居など	71
(27) 民間住宅への入居支援	72
(28) 放課後等デイサービス・児童発達支援	72
(29) 保育所等訪問支援	72

かつどう <活動>

(1) 手話通訳者の派遣	73
(2) 要約筆記者・奉仕員の派遣	73
(3) 移動支援事業	73
(4) 障害者(児)社会参加支援ガイドヘルパーの派遣	73
(5) 盲ろう者向け通訳・介助員の派遣	74
(6) 障害者自動車運転免許取得費の助成	74
(7) 身体障害者自動車改造費の助成	74
(8) 障害者公共交通機関利用助成(いきいき乗車券)	75
(9) 重度障害者福祉タクシー利用助成	76
(10) 障害者福祉バスの運行	77
(11) リフト付タクシーの運行	77
(12) 生活訓練など	78
(13) 健康づくり事業	79
(14) スポーツの振興	80
(15) 交通用具として使う自転車等の利用促進	81
(16) 身体障害者補助犬健康管理費の支給	81
(17) 広島県思いやり駐車場利用証の交付	82

7 まな 学 ぶ

(1) 特別支援学校	83
(2) 特別支援学級	84
(3) 通級指導教室	84
(4) 教育相談活動	84
(5) 特別支援学校就学奨励費の支給	85
(6) 特別支援教育就学奨励費の支給	85



8 はたら 働 く

(1) 障害者の職業紹介	86
(2) 広島障害者職業センター	86
(3) 障害者就業・生活支援センター	87
(4) 障害者合同面接会の開催	87
(5) トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）	87
(6) 広島障害者職業能力開発校	88
(7) 障害者職業能力開発事業（障害者職業能力開発プロモート事業）	89
(8) 重度障害者雇用モデル企業	89
(9) 障害福祉サービス事業所通所者交通費助成	89
(10) 地域活動支援センターⅢ型通所者交通費助成	90
(11) 広島市就労支援センター	90
(12) 広島県就労振興センター	90
(13) 更生訓練費の支給	91
(14) 公共施設内の売店設置	91
(15) 専売品の販売	91

9 しょうがいふくし いがい しせつ 障害福祉サービス以外の施設サービス

しんたいしょうがいしや しせつ 〈身体障害者施設〉

(1) 福祉ホーム	92
(2) 身体障害者福祉センター	92
(3) 点字図書館	92

じどうふくし しせつ 〈児童福祉施設〉

(1) 医療型児童発達支援センター	93
(2) 医療型障害児入所施設	93
(3) 児童心理治療施設	93
(4) 福祉型障害児入所施設	94
(5) 福祉型児童発達支援センター	94
(6) 保育園等	95

ほか しせつ 〈その他の施設〉

(1) 地域活動支援センターⅡ型事業	96
(2) 地域活動支援センターⅢ型事業	96

10 りょうきん げんめん 料金の減免など

(1) 税金	97
(2) 交通運賃の割引	100
(3) J R特急料金などの割引	104
(4) 有料道路通行料金の割引	105
(5) 保育料・副食費の軽減	105
(6) 郵便料金の軽減	106
(7) N H K放送受信料の減免	107

(8) 携帯電話基本使用料などの割引	107
(9) N T T電話番号の無料案内	107
(10) 施設設置負担金の分割払い	108
(11) 水道料金および下水道使用料の減免	108
(12) 市営駐車場の駐車料金の減免	108
(13) 市営駐輪場の駐輪料金の減免	109
(14) 自動車保管場所の証明申請手数料等の免除	109
(15) 公共施設使用料の減免	110
(16) 映画鑑賞料の減免	112

11 ほか その他

(1) 「福祉のまちづくり」の推進	113
(2) 啓発活動の推進	113
(3) 車いすの貸出し	114
(4) 視聴覚障害者用コミュニケーション機器の貸出し	114
(5) 広島市ボランティア情報センター・区ボランティアセンター	114
(6) 広島市視覚障害者情報センター	115
(7) 広島市障害者支援情報提供サイト	115
(8) 青い鳥郵便葉書の無償配付	115
(9) 駐車禁止除外指定車標章の交付	116
(10) 自動車事故被害者援護制度	117
(11) ヘルプマーク・ヘルプカード	118

12 しゃきょう だんたい 社協・団体

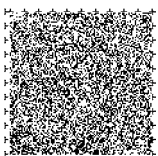
(1) 社会福祉協議会	119
(2) 市内の主な心身障害者（児）団体	120

しりょう 資料

- ・広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例
 - ・みんなのお店ひろしま宣言
- 身体障害者障害程度等級表 綴じ込み（表）
〔「障害基礎年金」「特別児童扶養手当」「特別障害者手当」「障害児福祉手当」「児童扶養手当」の対象となる障害程度は、各制度ごとに個別に定められています。〕

かくくやくしよ といあわ 各区役所などへの問合せ

- 各区役所などへの問合せ
〈その他各区の窓口の問合せ先一覧〉 綴じ込み（裏）
〈出張所・連絡所など〉 …… 121
〈収納対策部・市税事務所・税務室〉 …… 123
〈各区役所などの場所と行き方〉 …… 124～125
〈福祉事務所（区福祉課）など〉 …… 裏表紙



障害程度別該当事業一覧（主なもの）

注1. ○印は、おおむね全部が対象、△印は、一部が対象。ただし、事業によっては、年齢・所得・等級などに制限がある場合や、手帳がなくても対象となる場合がありますので、この表は目安としてお使いいただき、詳しくは窓口でお問合わせください。

事業名	保健・医療								年金・手当など									
	（自立更生医療）	（自立成育医療）	重度心身障害者補助者	重度心身障害者介護保険利用負担助成	重度心身障害者介護	身体障害者	歯科診療（者）	心身障害児（者）	在宅重度心身障害者（児）訪問診査	障害基礎年金	特別障害給付金	特別障害者手当	特別児童扶養手当	障害児福祉手当	介護重度心身障害者	児童扶養手当		
手帳 障害の種類 障害の程度	視覚障害	1	○		○	○		○	○	（身体障害者手帳、療育手帳の等級とは一致しません。国民年金の障害等級表の1級または2級の方が対象となります。）		○	△	○		（身体障害者手帳、療育手帳の等級とは一致しません。児童扶養手当法施行令別表第一および第二に相当する方が対象となります。）		
		2	○		○	○		○	○		△	△	△					
		3	○		○	○		○				△	△					
		4	○					○										
		5	○					○										
		6	○					○										
	聴覚または平衡機能障害	2	○		○	○		○	○				△	△	△			
		3	○		○	○		○					△	△				
		4	○					○										
		5	○					○										
		6	○					○										
	言語・音声	3	○		○	○		○					△	△				
		4	○					○					△					
		1	○		○	○	△	○	○				△	△	△		△	
		2	○		○	○	△	○	○				△	△	△			
		3	○		○	○	△	○					△	△				
		4	○					○					△					
	肢体不自由	1	△		○	○		○	○				△	△	△			
		2	△		○	○		○	○					△				
		3	△		○	○		○					△					
		4	△					○										
	内部障害	1	△		○	○		○	○				△	△	△			
		2	△		○	○		○	○					△				
3		△		○	○		○				△							
4		△					○											
療育手帳	（A）			○	○		○	○			○	△	△	○				
	A			○	○		○	○			○	△	△					
	（B）			○	○		○				△	△	△					
	B						○				△	△	△					
本文ページ		18	18	20	20	23	23	23	25	26	26	27	27	27	29			

注2. ☆印の事業については、介護保険のサービス受給対象者は、介護保険が優先です。

障害の種別	障害の程度	年金・手当など					障害福祉サービス		障害福祉サービス以外の在宅サービス(生活)							
		共済者 心身障害者 介護者 扶助者	福祉 給付 金	重度 心身 障害者	障害者 住宅 改修費 補助	生活 福祉 資金貸付	生活 一時 資金貸付	☆ 居宅 介護 など	☆ 短 期 入 所	☆ (一部) 補 装 具 費 の 支 給	☆ (一部) の 日 常 生 活 用 具 給 付	点 字 図 書 の 給 付	あ ん し ん 電 話 の 設 置	災 害 避 難 情 報 の 提 供	フ ァ ッ ク ス に よ る 入 浴 サ ー ビ ス	☆ 重 度 身 体 障 害 者
視 覚 障 害	1	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	2	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	3	○		○	○	○	○	○	○	○	△	○				
	4			○	○	○	○	○	○	○	△	○				
	5				○	○	○	○	○	○	△	○				
	6					○	○	○	○	○	△	○				
聴覚または 平衡機能障害	2	○	△	△	○	○	○	○	○	○		○	(聴覚障害者)			
	3	○		△	○	○	○	○	○	△						
	4			△	○	○	○	○	○	△						
	5				○	○	○	○	○	△						
	6				○	○	○	○	○	△						
音 声 ・ 言 語	3	○		△	○	○	○	○	○	○						
	4			△	○	○	○	○	○							
肢 体 不 自 由	1	○	△	○	○	○	○	○	○	○		○			○	
	2	○	△	○	○	○	○	○	○	○		○			○	
	3	○		○	○	○	○	○	○							
	4			○	○	○	○	○	○							
	5				○	○	○	○	○							
	6				○	○	○	○	○							
内 部 障 害	1	○	△	△	○	○	○	○	○	△		○				
	2	○	△	△	○	○	○	○	○	△		○				
	3	○		△	○	○	○	○	○	△						
	4			△	○	○	○	○	○	△						
㊤	○	△	△	○	○	○	○		○							
A	○	△	△	○	○	○	○		○							
㊤	○			○	○	○	○									
B	○			○	○	○	○									
本文ページ		30	31	32	33	35	41	41	52	52	59	61	61	66		

障害福祉サービス以外の在宅サービス（生活）					障害福祉サービス以外の在宅サービス（活動）										
視覚障害者宛て文書にかかると点字サービス	図書館の障害者向けサービス	点字広報紙・発行の	選挙（郵便等による不在者投票）	市営住宅の入居（抽選率の優遇措置）	手話通訳者の派遣	要約筆記者・奉仕員の派遣	移動支援事業	障害者（児）社会参加支援ガイドヘルパーの派遣	障害者自動車運転免許取得費の助成	身体障害者自動車改造費の助成	障害者公共交通機関利用助成	重度障害者福祉タクシー利用助成	障害者福祉バスの		
○	○	○		○			○	○	（身体・知的障害者で運転免許証の交付を受けている方）	（身体障害者で運転免許証の交付を受けている方）	○	○	○		
○	○	○		○			○	○			○	○	○	○	
○	○	○		○			○	○			○	○		○	
○	○	○		○			○	○			○	○		○	
○	△	○					○	○			○	○		○	
○	△	○					○	○			○	○		○	
	○			○	○	○							○		○
	○			○	○	○							○		○
	○			○	○	○							○		○
	○			○	○	○							○		○
	○			○	○	○							○		○
	○			○	○	○							○		○
	○			○	○	○							○		○
	○		△	○			○	○					○	○	○
	○		△	○			△	△					○	△	○
	○			○			△	△					○	△	○
	○			○									○		○
	○			○									○		○
	○			○									○		○
	○			○									○		○
	○			○							○		○		
	○			○							○		○		
	○			○							○		○		
	○			○							○		○		
	○			○							○		○		
	○			○							○		○		
	○			○							○		○		
	○			○							○		○		
66	67	68	69	71	73	73	73	73	74	74	75	76	77		

事業名 障害の種別 障害の程度	障害福祉サービス以外の在宅サービス（活動）										働く 地域活動支援センター Ⅱ型通所者交通費助成	
	生活訓練など											
	家庭 生活 訓練者	視覚 障害者 社会 生活 教室 開催	緊急 生活 訓練者	中 途 失 明 者 行 訓 練者	歩 行 失 明 者 行 訓 練者	生 活 あ そ び 会 開 催	生 活 中 途 失 聴 者 社 会 開 催	生 活 中 途 失 聴 者 社 会 開 催	肢 体 障 害 者 行 動 訓 練	青 年 在 宅 障 害 者 社 会 開 催		自 立 的 障 害 者 生 活 訓 練 事 業
視 覚 障 害	1	○	○	○	○				○		○	○
	2	○	○	○	○				○		○	○
	3	○	○						○		○	○
	4	○	○						○		○	○
	5	○	○						○		○	○
	6	○	○						○		○	○
聴覚または 平衡機能障害	2					○	○		○		○	○
	3					○	○		○		○	○
	4					○	○		○		○	○
	5					○	○		○		○	○
	6					○	○		○		○	○
音声・言語	3					○			○		○	○
	4					○			○		○	○
肢 体 不 自 由	1							○	○		○	○
	2							○	○		○	○
	3							○	○		○	○
	4							○	○		○	○
	5							○	○		○	○
	6							○	○		○	○
内 部 障 害	1								○		△	○
	2								○			○
	3								○		△	○
	4								○		△	○
①								○	○	○	○	
A								○	○	○	○	
②								○	○	○	○	
B								○	○	○	○	
本文ページ		78	78	78	78	78	78	79	79	79	80	90

料 金 の 減 免 な ど																	その他		
の所得 所得控除 市県民 除税	相続税の 税額控除	贈与税の 非課税	消費税の 非課税	身体障害者 用物品の 非課税	事業税の 非課税	自動車税・軽自動車税 (環境性能割・種別割)の減免	交通運賃の 割引	有料道路 通行料 引金	保育料・副 食費の 軽減	NHK放送 受信料 減免	NTT電話 番号 案内	施設設置 負担金 の分割 払い	水道料金 等の減 免	市営駐 車場の 減免	市営駐 車場の 減免	申請手 数料等 の免除	自動車 保管場 所証明 の免除	公共施 設使用 料の減 免	駐車禁 止除 外指 定車 の交 付
○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○		△	△	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
○	○		△			○		○	○	○	○			○			○		△
○	○		△			○		○	○	○	○			○			○		
○	○		△			○		○	○	○	○			○			○		
○	○	○	△			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△
○	○		△			○	○	○	△	○	○	○		○	○	○	○	○	○
○	○		△			○	○	○	△		○			○			○		
○	○		△			○	○	○	△	○	○			○			○		
○	○		△			○	○	○	△	○	○			○			○		
○	○		△			○	○	○	△	○	○			○			○		
○	○		△			○	○	○	△	○	○			○			○		
○	○	○	△			○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	△			○	○	○	○	○	△	○	○	○	○		○	○	△
○	○		△			○	○	○	△		○			○			○		○
○	○		△			○	○	○	△		○			○			○		
○	○		△			○	○	○	△		○			○			○		
○	○	○	△			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	△			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	△	△			○		○	△	○	○	○		○			○		
○	○	△	△			○		○	△	○	○			○			○		

※ 自動車税の環境性能割・種別割および軽自動車税の環境性能割については、本人運転を除く。